

ガイドライン（案）に対する 事前意見について

事前意見照会（2025年2月5日～2月14日）でお示ししたガイドライン（案）から更新した内容については、今回配付のガイドライン（案）に赤色の文字で示した

第3章 施設整備の内容に関するご意見

3.17 便所

以下の項目について、これまでの検討会等での意見反映状況についてご意見があった。

- ① 車いす使用者用トイレの複数設置について
- ② 開けたところで止まる手動式引き戸の記載について
- ③ トイレドアへのピクトグラムの表記（ドア等への記載）について

回答

- ① 協会で整備する車いす使用者用トイレは複数設置する予定。
- ② 「3.17.4 車いす使用者用便房の出入口」の「（形式）」に「手動式引き戸は軽い力で開閉できるものとし、開いた状態で止まることが望ましい。」を追記。
- ③ 「3.17.13 表示・サイン」に、「各便房に設置される設備・機能等については表示を設け、戸が開いている状態でも見えることが望ましい」を記載済み。

第3章 施設整備の内容に関するご意見

3.18 客席

以下の項目について、ご意見があった。

- ① 車いす用席の垂直分散についても記載してほしい。
- ② 「出入り口から容易に到達できる位置」という記載ははいらないので削除してほしい。
- ③ サイトラインの目安とする数値が書いてない。車いすの目の高さ105cm、前の席の人の身長を175cmと想定して、車いすのサイトラインが確保されるようにと書いてほしい。
- ④ 分散配置している図がほしい。大阪・関西万博のユニバーサルデザインガイドラインに図があるので参考にしてほしい。

回答

- ① 「異なる階数、異なる水平位置に分散を図ることが望ましい」と記載済み。
- ② ガイドラインの当該項目を削除。
- ③ 現在、国の基準等でも目線高さの数値について記載がないため、ガイドラインへの記載は行わないが、客席整備する出展者等に対しては、規模など確認の上、参考情報として提供する。
- ④ 大阪・関西万博の規模感と大きく異なるため、図面の掲載は行わない。

第3章 施設整備の内容に関するご意見

3.19 飲食・物販エリア

以下の項目について、ご意見があった。

- ① テーブルも動かせるものが望ましいと記載していただきたい。（足にキャスターがついていなくても構わない）。

回答

- ① 「3.19.2 エリア内の通路」に「テーブル及び椅子をできる限り可動式のものとすること」を記載済み。

「3.19.7 テーブル・座席・商品棚・ベビーカー置き場」の「（テーブルの形状・寸法）」にも「☆ 車いす使用者に配慮し、原則として可動式のテーブルとすることが望ましい。」を追加。

補助犬に関する事項について、日本補助犬協会からのご意見

以下の項目について、ご意見があった。

- ① 「1.4 特に配慮が必要となる来場者のニーズ」に「補助犬（介助犬、盲導犬、聴導犬）」を追加。
- ② 「2.4 法遵守等」に「身体障害者補助犬法」を追加。
- ③ 「3.29 補助犬トイレ」について「ことが望ましい」を削除。また、「☆ 夏の日差しや雨天を考慮した仕様が望ましい」を追加。
- ④ その他、語句の訂正についてのご意見。

回答

- ① ガイドラインに反映（各属性の留意事項に追加）。
- ② 本ガイドラインでは特に関係する主な法令等を代表的に示しているため追加は行わない。
- ③ 出展者の整備に対するガイドラインとなるため「ことが望ましい」はそのままとする。会場内には協会が整備予定。「☆ 夏の日差しや雨天を考慮した仕様とすることが望ましい」を追加。
- ④ 修正が必要な箇所はガイドラインに反映。

第4章 サービスの内容に関するご意見

以下の項目について、本人へ確認をする際の記載事項追加についてご意見があった。

- 車いすも本人の身体の一部だという意識を持ち、勝手に触れず必ず本人に確認した上で操作方法等の指示に従って丁寧に扱っていただきたい。
- 声掛けの際は、背後から話しかけられても自分のこととわからない、もしくは振り向くことが難しいため、本人の正面から話しかけていただきたい。

回答

研修に関する具体的な内容のためガイドラインへの記載は行わないが、今後行うスタッフ研修に取り入れることを検討する。



第5章 交通アクセスの内容に関するご意見

以下の項目について、これまでの検討会等での意見反映状況についてご意見があった。

- ① シャトルバス：車いす複数台乗車について
- ② ハンドル型電動車いすの乗車について
- ③ 車いす利用者用駐車区画の分散配置について

回答

運用に係る内容となるためガイドラインへの記載は行わないが、検討状況は以下のとおり。

- ① 車両は路線バスタイプを想定し、1台のバスに乗車できる車いす利用者は2名を予定。複数バスでの運行を行うため、4バス運行の場合は8名まで車いす利用者は乗車可能。
- ② ハンドル型電動車いすについては、現行基準に適合する仕様であれば乗車可能。この他、バス・タクシーに乗車できない方のための車両の準備も検討中。
- ③ 現在、入場ゲートに近いエリアに車いす利用者用駐車区画を配置予定であるが、ご意見も踏まえ分散配置についても検討中。